

## 第5 許可申請

### 1 許可申請者

- (1) 法第4条の許可申請者…農地を転用しようとする者
- (2) 法第5条の許可申請者…農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする者及びその者のために権利を設定・移転しようとする者（連署申請）。

ただし、次の場合は単独申請ができる（規則第10条第1項ただし書き）。

- ① 競売、公売又は遺贈等の単独行為による場合
- ② 権利の設定移転に関し、判決の確定、裁判上の和解裁判上の請求の認諾、民事調停による調停の成立、家事審判による確定、家事調停による調停の成立があった場合

### 2 許可申請書の記載事項

- (1) 申請者の住所は、現住所（住民票、法人登記簿の住所）を記載すること。
- (2) 申請者が複数の場合、「別紙のとおり」と記載し、別紙と申請書を申請者全員の印で契印をする。
- (3) 制限能力者による申請の場合（民法第4条～第18条等参照）

制限能力者とは①未成年者、②成年被後見人、③被保佐人、④被補助人を指し、単独でした法律行為の効果が制限されることから、申請当事者となる場合には、次により申請書を作成させるものとする。

#### ア 未成年者

未成年者の氏名を親権者又は後見人が記入し、あわせて未成年者の親権者又は後見人として記名押印する。なお、親権者又は後見人であることを証する書面を添付する。

#### イ 成年被後見人

成年被後見人の氏名を成年後見人が記入し、あわせて成年被後見人の成年後見人として記名押印する。なお、成年後見人であることを証する書面を添付する。

#### ウ 被保佐人、被補助人

被保佐人、被補助人が記名押印する。なお、保佐人・補助人の同意書及び保佐人・補助人であることを証する書面を添付する。

- (4) 委任に基づく代理申請（民法第99条、第100条等参照）
  - ① 委任者の住所氏名を代理人が記入し、あわせて代理人が代理人の住所氏名等を記名押印する。なお、委任状を添付する。
  - ② 委任状（代理申請）の添付の際は、あわせて転用事業を行う者（譲受人等）が申請に係る転用事業を確実に実施する旨の確約書を添付する。なお、委任状の内容に申請に係る転用事業を確実に実施する旨記載があれば確約書は不要である。
- (5) 申請書中、「転用計画」欄には、用地の選定理由、転用事業者が当該施設を必要とする理由及び施設等の利用計画等について記載する。なお、「別紙のとおり」と

して別紙添付可。(参考様式第3号)

- (6) 申請書中、「被害防除施設の概要」欄には、予想される被害内容及びその防除措置等について具体的に記載する。なお、「別紙のとおり」として別紙添付可。

(参考様式第4号)

- (7) 許可申請書及び委任状の様式

法第4条許可…要領様式例第4号の1

法第5条許可…要領様式例第4号の2

委任状(確約書)…参考様式第5号の1、2

## 第6 添付書類

- (1) 申請に係る土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る)(規則第30条第2号、規則第57条の2第2項第1号)

(注1) 当該土地の登記につき、相続登記が完了していない場合には、相続関係図及び戸籍謄本等相続を証する書面を添付する。

(注2) 当該土地の登記につき、所有者の住所等の表示更正登記が未了の場合(現住所と登記簿上の住所が異なる場合)には、戸籍の附票(現住所と登記簿上の住所が確認できる住民票でも可)を添付する。

(注3) 事業地に農地以外を含む場合、農地以外の土地の登記事項証明書(全部事項証明書)又は登記事項要約書(申請者が交付日を記入したもの)の写しを添付する。

- (2) 法人が申請する場合(規則第30条第1号、規則第57条の2第2項第1号)

ア 法人登記事項証明書

イ 定款又は寄付行為の写し

- (3) 図面

ア 申請に係る土地の地番を表示する図面

法務局の法第14条地図(ない場合はこれに準ずる図面「公図」でも可)の写し

イ 申請に係る土地の位置図(規則第30条第2号、規則第57条の2第2項第1号)

最寄りの駅、役場、インターチェンジその他公共施設からの位置並びに、周辺の土地利用状況がわかるもので、縮尺を明記する。(縮尺1/10000~1/25000程度)

ウ 土地利用計画図(規則第30条第3号、規則第57条の2第2項第1号)

造成計画、施設等の配置計画、排水計画を明示する。(縮尺1/500~1/2500程度)

・資材等置場については、資材等の種類・規格・数量及びその必要面積を土地利用平面図に明示する。

エ 建物又は施設の計画平面図及び立面図

オ 転用事業地の縦横断面図(軽微なものを除く。)

カ 隣地関係図(隣接する土地の地番、地目、所有者、耕作者を明示)

キ 農地の一筆の内の一部を転用する場合は転用箇所及び面積が特定できる求積図

※所有権移転を伴う場合はあらかじめ分筆した後に転用申請を行うよう指導する。

- (4) 同意書等

ア 申請書に係る農地等が土地改良区の地区内にある場合(規則第30条第6号、規

則第57条の2第2項第3号)

・土地改良区の意見書を添付する。

イ 転用事業に関連して用水を取水し、又は排水する場合

・水利権者、漁業権者等の関係者の同意を得ている場合は同意書、得られていない場合はその経過書を添付する。

ウ 申請書に係る農地等に農地が隣接している場合

・当該農地の所有者及び耕作者の同意を得ている場合は同意書、得られていない場合はその経過書を添付する。(参考様式第6号)

エ 申請に係る農地等に法第3条第1項に掲げる権利(使用貸借権を除く)が設定されている場合(規則第30条第5号、規則第57条の2第2項第2号)

・権利者の同意書を添付する。

※賃貸借の設定された農地の場合であって、当該農地について耕作を行っている者以外が転用する場合の許可は、法第18条第1項の賃貸借の解約等と併せて処理する。

オ 申請に係る農地等に仮登記、抵当権等の権利が設定されている場合

・権利者の承諾書を添付する。

カ 所有権以外の権限に基づいて申請する場合

・賃貸借等による申請の場合は契約済みであれば賃貸借等契約書の写し、又は未契約であれば賃貸借等契約書(案)を添付する。

(5) 資金関係

ア 事業地の取得費用を確認できる書類(例 契約書等写し)

イ 転用事業に係る工事見積書

ウ 資金証明書(規則第30条第4号、規則第57条の2第2項第1号)

・転用事業に係る総費用(土地取得費含む)以上の証明書

・資金証明書としては、預金残高証明書、融資証明書、補助金の内示通知書等が資力を証する書面である。

(6) 他法令関係(転用事業について他法令等の許可、認可等を要する場合)

(規則第47条第2号及び2号の2、規則第57条第2号及び2号の2)

ア 既許認可済みの場合は当該許認可書の写し、又は未許認可の場合は関係機関の受付印のある当該申請書の写し

イ 申請に係る事業の施行に関して、行政庁との協議が法令(条例を含む)により義務づけられている場合、当該協議が完了していることが必要である。

(7) 分譲住宅を目的とする転用の場合は、宅地建物取引業免許証の写しを添付する。

(8) その他参考となる書類等

※添付書類の有効期限

・登記簿謄本等公的証明については、原則、申請書受理日3ヶ月以内(他の書類も原則3ヶ月以内)

・見積書は、申請書提出日現在で記載されている有効期限がきれていないものが必要

第7 許可権者

転用面積	2 ha 超	2 ha 以下
許可権者 (申請書のあて名)	和歌山県知事	和歌山県知事 (9市) 町村長 (太地町、北山村に限る。) 町村農業委員会会長 (太地町、北山村を除く。)

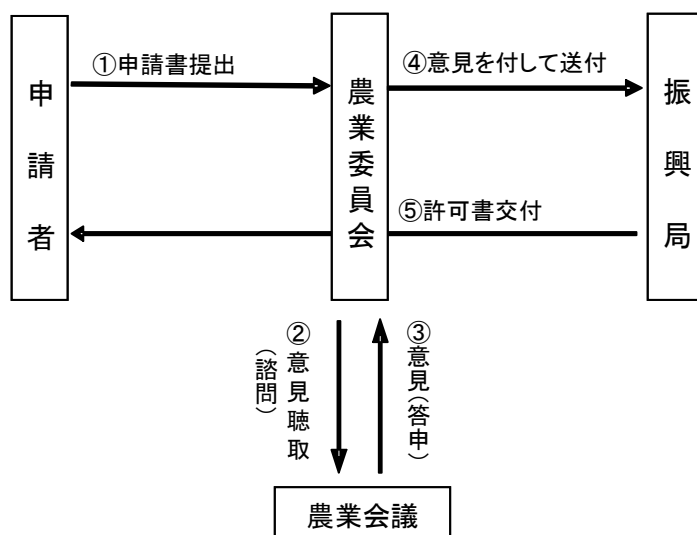
※4ha超については、農林水産大臣への協議が必要となる。

第8 許可申請手続き (※意見聴取する場合)

1 知事の許可権限

知事の許可を受けようとする者は、申請書を農業委員会を経由して知事に提出する。

(1) 農地面積2ha以下 (ただし、市に限る。)

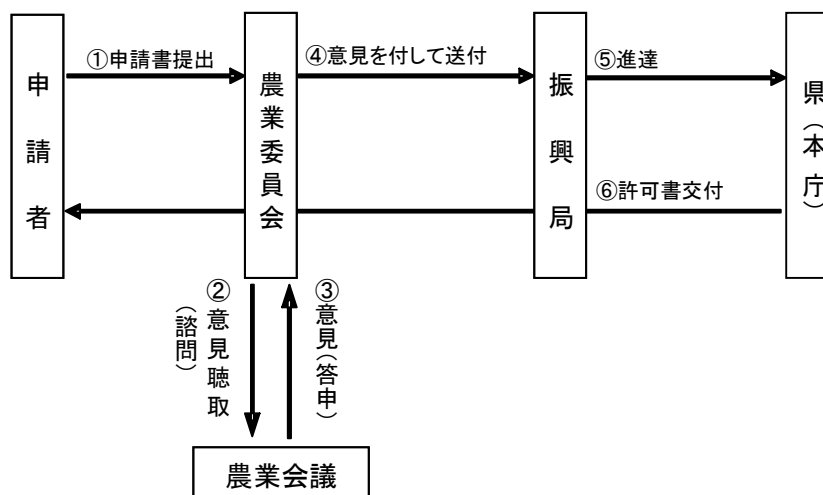


※申請書の提出部数 (2部)

県 . . . . . 1部 (正本)

農業委員会 . . . 1部 (副本: 写し可)

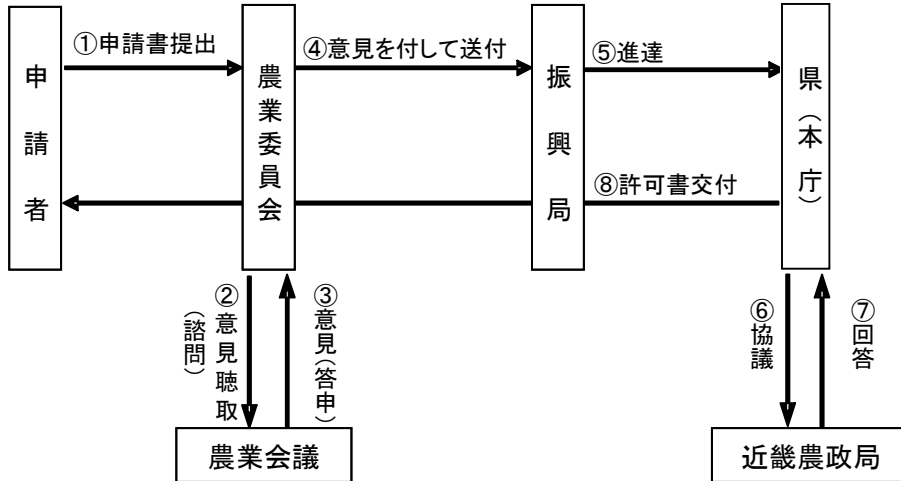
(2) 農地面積2haを超え4ha以下



※申請書の提出部数（3部）

- 県・・・・・・・・・・2部（正・副本各1部：副本写し可）
- 農業委員会・・・・1部（副本：写し可）

(3) 農地面積4ha 超え

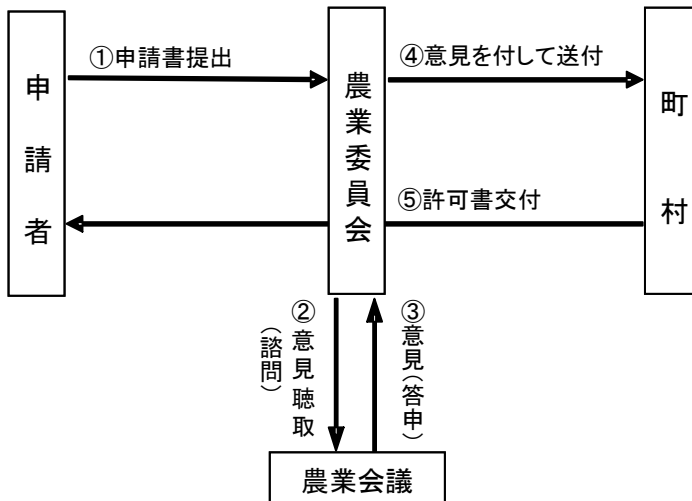


※申請書の提出部数（3部）

- 県・・・・・・・・・・2部（正・副本各1部：副本写し可）
- 農業委員会・・・・1部（副本：写し可）

2 町村長の許可権限（農地面積2ha 以下：太地町、北山村）

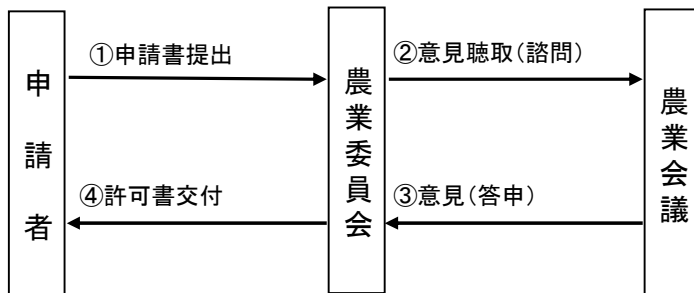
町村長の許可を受けようとする者は、申請書を農業委員会を經由して町村長に提出する。



※申請書の提出部数（2部）

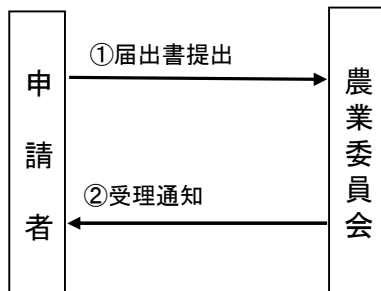
- 町村・・・・・・・・・・1部（正本）
- 農業委員会・・・・1部（副本：写し可）

- 3 町村農業委員会の許可権限（農地面積2ha以下：太地町、北山村除く）  
町村農業委員会の許可を受けようとする者は、申請書を農業委員会に提出する。



※申請書の提出部数（正本1部）

（参考）市街化区域内農地の転用（※和歌山市のみ）



※届出書の提出部数（1部）

## 第9 農業委員会の処理

### 1 知事の許可権限にかかる申請の処理

- (1) 申請書に受付年月日、番号を記入し、受付処理簿に記載する。
- (2) 申請書の記載事項及び添付書類について審査するとともに、必要に応じて申請人から事情聴取又は現地調査を行い、「農地転用許可基準」により許可の可否を審査する。

なお、申請書の記載事項及び添付書類に不備があるときは、補正又は追完させる。

- (3) (2) の審査により当該申請の許可又は不許可の意見を決定し、意見書を作成の上、意見書を申請書に添付して、申請書の提出があった日の翌日から起算して40日以内（都道府県機構の意見を聴くときは80日以内）に知事に送付する（規則第32条）。

なお、標準処理期間は下記表のとおりである（農地法関係事務処理要領）。

#### ※農地転用許可に係る標準的な事務処理期間（平成28年4月～）

	農業委員会による意見書の送付	知事による許可等の処分又は協議書若しくは意見書の送付	近畿農政局長による協議に対する回答の通知
知事の許可に関する事案（農業委員会が都道府県機構に意見を聴かない事案）	申請書の受理後3週間	申請書及び意見書の受理後2週間	
知事の許可に関する事案（農業委員会が都道府県機構に意見を聴く事案）	申請書の受理後4週間	申請書及び意見書の受理後2週間	
うち農地法附則第2項の農林水産大臣への協議を要する事案	申請書の受理後4週間	（協議書の送付） 申請書及び意見書の受理後1週間  （許可等の処分） 申請書及び意見書の受理後2週間	協議書受理後1週間

- (4) 知事から農地転用許可書の送付を受けたときは、申請者に許可書を交付するとともに、処理結果を受付処理簿に記載する。

なお、申請者へ許可書を交付する際、転用事業の工事進捗状況報告書を示し、その履行を必ず指導する。

## 2 審査における留意事項

- (1) 当事者の申請意思の確認をすること。
- (2) 申請地が農業振興地域内にある場合は、当該農地が農用地区域内にあるか否かを  
確認書により確認すること。（参考様式第7号）
- (3) 農地区分（甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地）について、精査の  
上確認すること。特に土地改良事業等公共投資の対象となった農地は優良農地であ  
るので十分な精査を行うこと。
- (4) 申請目的実現の確実性の判断にあたっては、他法令の許認可等の見込み、転用事  
業者の遂行能力のみでなく、事業の必要性や緊急性等総合的な観点から審査するこ  
と。
- (5) 農業振興地域農用地区域内の転用申請については、農林水産企画課長（現在農林  
水産総務課長）通知（昭和62年12月24日農第506号）により処理すること。

## 3 意見書（要領様式例第4号の3）作成における留意事項

- (1) 「農地の区分」欄は、市街化調整区域内の農地にあつては、甲種農地、第1種農  
地、第2種農地、第3種農地に、市街化調整区域外の農地にあつては、第1種農地、  
第2種農地又は第3種農地に区分する。
- (2) 「農地の区分」の「農地転用許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄は、農  
地法の運用について（平成21年12月11日21経営4530・21農振1598農林水産省経営局  
長・農村振興局長通知）に従い、意見書に記載し、農地区分を判断した根拠となる  
地図等を添付する。
- (3) 「農業振興地域整備計画との関係」欄については、該当するものに○印を付すと  
ともに、農林水産部長通達（昭和62年12月24日農第505号）に基づく確認書により記  
載する。
- (4) 「土地改良事業関係」欄については、関係土地改良区又は土地改良事業の実施主  
体等との連携を密にして、申請地に係る土地改良事業の種類及び施行時期等の内容  
を把握のうえ記載する。
- (5) 申請書に隣接農地の所有者、耕作者の同意（運用で添付要）が添付されていない  
ときは、調査結果に基づく農業委員会の意見を意見書に記載する。
- (6) 農地転用許可申請に対しては、農地転用許可基準に基づき審議する。審議の際に  
特に説明を要する事案については必ず現地調査結果等を含め詳細に説明する。
- (7) 意見決定にあたり、排水、道路、被害防除、隣地関係等において特に問題として  
論議され、又は質疑された事項があったときは、意見書にその旨を記載し、関係議  
事録の写しを添付する。

※ 町村長及び町村農業委員会会長の許可権限にかかる処理は、適宜、知事の許可権限  
に係る農業委員会の処理等を参考に処理するものとする。

## 4 農業用施設等への転用を行う場合の届出の指導（規則第29条第1号関連）

法による転用許可や届出が不要であるが、農業振興計画との調整や違反転用等の防



止を図る観点から農地を農業用施設への転用をしようとする場合に農業委員会へあらかじめ届出を行うよう指導することとし、優良農地の保全、管理が適切に行われるよう農業委員会において要領を定めて実態の把握に努めることが望ましい。また、農用地区域内での農地の転用については、農業用施設用地とされていない場合、農用地区域から除外する必要があるので、特に注意を要する。

- 農地転用（農業用施設）届出書（参考様式第8号）

農地転用許可（第4条・第5条）に係る関係部局一覧

農地法においては、農地を農地以外とする行為を実施する上で、他法令の許可等が必要な場合、その許可見込みがない場合には農地転用の許可もできない(施行規則第47条第2号)。関連する法令のうち頻度の高いものが以下の一覧表。

必要に応じて管轄部局と調整を図る。

規制対象となる行為の規模及び権限移譲の有無等により管轄部局が異なる場合があるので、参考に管轄部局欄()内に本庁の所管部局を示す。

(平成28年4月1日現在)

法令名	根拠条項	規制の対象となる内容	管轄部局	備考
農業振興地域の整備に関する法律	法第13条第2項	農用地区域の変更(除外)	振興局農林水産振興部農業水産振興課 (農林水産部農林水産総務課)	変更の可否は市町の判断
	法第15条の2	農用地区域内における開発行為	関係市町担当課	法全般については農林水産振興部農業水産振興課
都市計画法	法第29条	都市計画区域又は都市計画区域外における開発行為	関係市町担当課(都市計画区域を有する23市町) 県土整備部都市政策課(都市計画区域を有しない7町村)	法全般については県土整備部都市政策課
宅地造成等規制法	法第8条	宅地造成工事規制区域内で行う一定規模以上の宅地造成工事	関係市町担当課	法全般については県土整備部都市政策課
景観法	法第16条	景観計画区域内における開発行為等(届出)	振興局建設部担当課 (県土整備部都市政策課)	和歌山市、高野町、有田川町は独自の規制。問い合わせは市町担当課
森林法	法第10条の2	地域森林計画対象民有林における1haをこえる開発行為	振興局農林水産振興部林務課 (農林水産部森林整備課)	
	法第26条 法第26条の2	保安林の指定の解除	振興局農林水産振興部林務課 (農林水産部森林整備課)	

自然公園法	法第20条第3項 法第21条第3項	国立公園、国定公園内における開発行為	振興局健康福祉部衛生環境課 (環境生活部環境生活総務課自然環境室)	国立公園に係る許可は環境省
和歌山県立自然公園条例	第20条第3項	県立自然公園内における開発行為	振興局健康福祉部衛生環境課 (環境生活部環境生活総務課自然環境室)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	法第14条第1項、第6項	産業廃棄物処理業の許可に係る行為	振興局健康福祉部衛生環境課 (環境生活部循環型社会推進課)	
	法第15条	産業廃棄物処理施設の設置に係る行為		
産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例	第7条	産業廃棄物一時保管(届出)	振興局健康福祉部衛生環境課 (環境生活部循環型社会推進課廃棄物指導室)	保管及び埋立て場所が和歌山市の場合は、和歌山市産業廃棄物課
	第19条	3000㎡以上の土砂等の埋め立て(許可)		
墓地・埋葬等に関する法律	法第10条	墓地、納骨堂又は火葬場等の設置及び区域の変更を行う行為	関係市町村担当課	
河川法	法第24条 法第25条 法第26条	河川区域の土地の占用 河川区域内の土石等の採取 河川区域内の工作物の新築等	振興局建設部担当課(県土整備部河川課)	
砂防法	法第4条	砂防指定区域内における開発行為	振興局建設部担当課(県土整備部砂防課)	
採石法	法第33条	岩石の採取を行なう行為	関係市町村担当課	法全般については振興局建設部担当課(県土整備部砂防課)
砂利採取法	法第16条	砂利採取を行う行為(一時転用含む)	関係市町村担当課	法全般については振興局建設部担当課(県土整備部河川課)